

輪島市監査公表第 6 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、
同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 27 年 1 月 22 日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年1月16日（金） 教育委員会文化課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回あらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市自主事業においては、日本最高のサクソフォン・クインテットによる演奏など、市民の方にいろんな分野の催しを鑑賞していただきたい気持ちで、工夫を凝らし事業を計画・実施している。また、平成27年3月22日においては、「B E N I P r e m i u m L i v e 2 0 1 5 i n 輪島」が開演される。若い世代のファンの方が多いことより、県内外から輪島にお越しいただくことで、経済効果にもつながることを望み取り組まれている様子が伺われた。今後も、いろいろな催しを計画・提供し、人と人とのつながり、愛好者の演奏等のスキルアップにつなげ、引きつづき多様な活動拠点となる文化施設としての充実を望む。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理をする事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 収蔵品台帳について

角海家の収蔵物については、専門家に調査委託し計画的に整備を進め、今年3月末に完成されることが伺われた。今後、完成された収蔵品台帳を大いに活用され、展示等の充実に努められたい。